

熊本県営八代運動公園ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 募集目的

熊本県では、民間事業者との協働の下に、県有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上（新たな事業の創出や施設の維持管理費の確保等）を図ることを目的として、県有施設の命名権者（以下、「ネーミングライツ・パートナー」といいます。）を以下のとおり募集します。

2 対象施設

- (1) 施設名称 熊本県営八代運動公園
- (2) 所在地 八代市新港町4丁目1番
- (3) 施設概要 別添の「熊本県営八代運動公園施設概要」を御覧ください。

3 募集概要

(1) 命名権の対象

「熊本県営八代運動公園」の愛称及び公園内に設置されている「熊本県営八代運動公園野球場」「熊本県営八代運動公園陸上競技場」「熊本県営八代運動公園多目的広場」の愛称

(2) 命名条件

- ①県民が親しみやすい愛称で、施設の設置目的をイメージできるものとしてください。
- ②熊本県営八代運動公園は、八代市内に位置し、長く県民に親しまれていることから、愛称の中に「八代」の文字を使用してください。
- ③利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。
- ④愛称の使用開始から一定の期間（1年間程度）は、条例上の施設名称をカッコ書きにして愛称に併記する場合があります。

(3) 契約期間

3年間を希望

※ただし、3年以上の契約期間を希望される場合も申込は可能です。提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

※契約の更新を希望する場合、優先交渉権があります。

(4) 命名権料

1年間当たり3,000千円以上を希望（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ただし、3,000千円未満を希望される場合も申込は可能です。提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

※命名権料は、熊本県のスポーツ振興と施設の維持管理を図るために要する経費に充てます。なお、具体的な内容については、ネーミングライツ・パートナーと協議を行った上で決定し、公表します。

※ネーミングライツ・パートナーは、毎年度4月1日から4月30日までの間に、当該年度分の命名権料を熊本県に納付していただきます。
ただし、年度途中で契約した場合、契約開始月の末日が最初の納入期限となります。

(5) 愛称の使用開始予定時期

ネーミングライツ・パートナーとの協議により決定します。

(6) 名称変更に伴う費用の負担

区 分	県	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）※1		○ } ※2
契約期間終了後の原状回復		○ }
パンフレット、封筒等の県の印刷物や県ホームページの表示変更	○	

※1 敷地内外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 命名権料の他に別途御負担いただきます。

愛称のデザイン等に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。
(使用希望の愛称のデザイン等が決まっている場合には、具体的に提案してください。)

(7) 命名権以外の特典及び制約

ネーミングライツ・パートナーには、命名権以外に以下の特典を付与します。なお、内容の詳細は、別途協議の上、決定するものとします。

- ① 八代運動公園（野球場、陸上競技場、多目的広場のいずれか1つ）の使用料を免除（ただし、1年間につき1日間に限り、使用申込は所定の手続きを必要とします。）
- ②施設のホームページへのバナー広告の掲載（契約期間内に限ります。）
- ③県が指定する箇所への常設広告（契約期間内に限ります。）

なお、興業等による施設利用者から、広告物の遮蔽及び命名権による愛称の不使用の要請があった時等には、期間を定めてその要請に応じることが出来るものとし、これに伴う県等からの補償は行いません。

(8) 応募資格

次の要件を満たす法人であること。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②熊本県から指名停止措置を受けていないこと。

- ③法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」の2（1）から（4）に規定する排除措置の対象者に該当しないこと。（申込書の提出後、熊本県警察本部に確認を行うことがあります。）
- ④県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑤会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。

指定管理者からの暴力団排除に関する合意書（平成17年11月1日熊本県及び熊本県警察本部）（抜粋）

2 排除措置の対象者

指定管理者の指定を受けようとする、又は、指定を受けた団体等の代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）が、次の事項のいずれかに該当すると認められる場合

- （1）代表者等が暴力団関係者である場合
- （2）代表者等が暴力団関係者を使用した場合
- （3）代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- （4）代表者等が暴力団関係者と密接な交際等を有している場合

4 申込手続き

（1）提出書類

申込に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 熊本県営八代運動公園 ネーミングライツ・パートナー申込書
【様式1】
- ② 熊本県営八代運動公園 ネーミングライツ・パートナー申込に係る誓約書【様式2】
- ③暴力団との関係についての申立書【様式3】
- ④定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑤会社概要、申込の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支決算書その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務の内容を明らかにする書類
- ⑥登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ⑦納税証明書
 - イ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - ロ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

⑧地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画（任意様式）

※提出書類は正本1部、副本11部を、①から⑧の順に、それぞれA4版のファイルに綴り作成してください。副本は写しで結構です。

（2）質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間 随時

② 受付方法 質問票【様式4】に記入の上、ファックス又は電子メールにより、「9 問い合わせ先」まで提出してください。

③回答方法 県の担当者から、電話、ファックス、電子メールにより、質問者様に直接回答します。（企業名等を除き、質問の概要を県のホームページにおいて公表する場合があります。）

（3）申込期間

令和8年8月31日（月）17時締切（事前に「9 問い合わせ先」まで連絡をお願いします。）

※郵送の場合の締切は、令和8年8月31日（月）必着とします。

※郵送での提出は可としますが、電子メール、ファックスでの提出は不可とします。

（4）提出先

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課管理・調整班（県庁新館8階）

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

（5）その他

①申込に要する経費等はすべて応募者の負担とします。

②提出された書類はお返しできません。

③提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

④広告代理店を通じての申込も可能です。ただし、この場合、県から広告代理店に手数料を支払うものではありません。

5 選定方法

（1）選定委員会において、各委員が次の選定基準に沿って審査し、評点の合計が最も高い応募者を、選定委員会の優先交渉候補者の選定意見とし、最終的に県において優先交渉者を選定します。

なお、応募が一者のみであった場合も、選定委員会において県のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

また、応募者である法人その他の団体の代表者または代理の方は、選定委員会において次の審査基準に関するプレゼンテーションをお願いします。日時・場所については後日連絡します。

○審査基準と配点

選定項目	審査項目	選定基準	配点
応募者について	ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか	経営の安定性	30
		事業内容	
		地域活動への理解・貢献	
愛称について	県民に受け入れられるか	親しみやすさ	30
	浸透しやすいか	呼びやすさ	
契約条件について	県の希望との比較	命名権料	30
		契約期間	
	応募者の希望する特典・条件は妥当か		10
合 計			100

6 ネーミングライツ・パートナーの決定、公表

- (1) 県は、優先交渉者との協議を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定し、ネーミングライツ・パートナー、施設の愛称、命名権料等を公表します。
- (2) 選定結果については、すべての応募者に文書で通知します。

7 留意事項

ネーミングライツ・パートナーの決定後に、ネーミングライツ・パートナーが「3(8)応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと認められるときは、ネーミングライツ・パートナーの決定の取消し又は契約の解除をすることができるものとします。

8 添付資料・様式

- (1) 熊本県営八代運動公園 ネーミングライツ・パートナー申込書
【様式1】、委任状例
- (2) 熊本県営八代運動公園 ネーミングライツ・パートナー申込に係る誓約書【様式2】
- (3) 暴力団との関係についての申立書【様式3】
- (4) 熊本県営八代運動公園 ネーミングライツ・パートナー申込に関する質問票【様式4】

9 問い合わせ先

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課管理・調整班

電 話 096-333-2709

FAX 096-382-5962

電子メール taikuhoken@pref.kumamoto.lg.jp

※ファックス又は電子メールでの質問の際は、表題を「ネーミングライツ質問」とし、必ず、法人名、担当部署、担当者名及び連絡先を記載してください。